

こども向け
(小学校6年生以上)

葛飾区



葛飾区子どもの権利条例



全ての子どもが笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができるよう、

令和5年10月「葛飾区子どもの権利条例」を施行しました。

全ての子どもは権利を持ち、その権利は大切に守られます。

条例の全文



こちらから
読んでみてください

子どもの権利とは

すべての子どもは、生まれたときから「権利」を持っています。
「子どもの権利」とは、一人の人間として大切にされ、成長するために必要なものです。



葛飾区子どもの権利条例



すべての子どもの成長を支えていくため、子どもの権利についての約束ごとを決めたものです。

子どもの権利

子どもの権利は守られます



安心して生きる権利



- 命が守られ、尊重されること
- 愛情を持って理解され、育つこと
- 健康であるために、適正な医療が受けられること
- あらゆる差別を受けないこと
- 身体的・精神的な暴力、虐待などを受けないこと
- 放置されないこと

のびのびと育つ権利



- 遊び、学び、休むこと
- 文化、芸術、スポーツなど、豊かな経験ができること
- 個人として個性や特性が理解され、尊重されること
- 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
- 自分に関することについて、必要な助言や支援を受けながら、自分で決めることができること

守られる権利



- 暴力などから守られること
- 育つことをじゃまされる状況から守られること
- 気軽に相談でき、必要な支援を受ける機会が守られること

参加する権利



- 自分の意見を自由に表明できる機会が設けられること
- 自分の意見が大切に受け止められ、尊重されること
- 仲間を作り、集まること

子どもの権利を守るための 大人の役割

大人のみなで子どもを支えます

葛飾区

いろいろな立場の大人と協力し、子どもが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

育ち学ぶしせつ

(保育所や幼稚園、学校など)

子どもが自分で考え、学び、活動できるよう、いろいろな立場の大人と協力し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めます。

保護者

家庭が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもが健やかに成長できるよう努めます。

子ども

区民等

(地域の人たち)

子どもの権利について理解し、子どもの健やかな成長を見守り、支援するよう努めます。

取組の一例

- 子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりに取り組みます。
- いじめなどの権利侵害の防止に取り組みます。
- 子どもが、意見を表明したり、参加する機会の確保に取り組みます。

「葛飾区子どもの権利条例」ができるまで

条例の策定にあたっては、子どもを中心に、多くの方に意見を聴きました。これからも、子どもに関することを決めるときには、子どものみなさんの意見を聴きながら進めています。



くわしくは
こちらをご覧ください。

困ったことや子どもの権利の相談など

●お家のことや生活についての相談

子ども総合センター

☎ 03-3602-1386

月曜～土曜日／午前8時30分～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)



●親から暴力やつらいことを受けたりしたときの相談

葛飾区児童相談所

☎ 03-5698-0303

(ぎゃくたいについては、毎日24時間受付)

●学校生活についての相談

総合教育センター

☎ 03-5668-7603

月曜～金曜日／午前9時～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

●子どもの意見表明について

子どもの権利が守られていないと感じるときに、意見を伝えることができます。

子育て政策課

フリーダイヤル

☎ 0120-061-873 (お金がかからず、電話がかけられます)

月曜～金曜日／午前9時～午後5時

(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)



くわしくはこちら▶

発行・条例についての問い合わせ先
葛飾区 子育て支援部 子育て政策課

☎ 03-5654-6136 (直通)

